

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2025年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2025年5月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2025年5月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  <u>(特例措置)</u>                      3 別記1(1)の市町村の区域東かがわ市及び伊方町において、光電話サービス契約の申込みを行った光電話サービス契約者のうち、同一の契約者回線等にて、光ネットサービスの提供を開始しており光ネットサービス契約約款において2025年5月1日から実施する特例措置が適用されている場合、光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。                      (1) 光電話サービスの提供を開始した翌月から、光ネットサービス契約約款において2025年5月1日から実施する特例措置の適用されている間に限り、月額料金を0円とします。                      (2) 他の減額措置により、光電話サービスの定額利用料が減額される場合には、当該減額措置が終了する翌月から(1)を適用します。                      (3) 光ネットサービス契約約款において2025年5月1日から実施する特例措置が適用されている間に、光電話サービスの提供を開始された後、光ネットサービスを解約した場合は、特例措置が適用される予定であった期間内に限り、(1)を適用します。                      (4) 別の市町村へ契約者回線等の移転を行った場合、(1)の特例措置の適用は終了するものとします。</p>	